特定希少野生動植物の選定に当たっての基本的な考え方について

- ●奈良県希少野生動植物の保護に関する基本方針(平成21年11月20日策定。 以下、基本方針という。)第2の1「特定希少野生動植物の選定方針」に基づき、次のいずれかが指定をしようとする理由となるものを選定した。
 - (1) 個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあるため
 - (2) 生息地又は生育地が著しく消滅しつつあるため
 - (3) 生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるため
 - (4) 過度の捕獲又は採取の影響を受けているため
 - (5) 里地里山の荒廃及び植生の遷移の影響を受けているため
 - (6) 外来種による捕食、生態的競争等の影響を受けているため
 - (7) 他種による食害等の影響を受けているため
- ●さらに、基本方針第2の2「特定希少野生動植物の選定に当たっての留意すべき事項」に基づき、主として次の事項に留意しつつ、優先的に保護を図る必要があると総合的に判断されたものを選定した。
 - (1) 奈良県版レッドデータブックの絶滅寸前種である。
 - (2) 他の法令等(種の保存法、鳥獣保護法、文化財保護法等)により既に捕獲等規制を受けているなど保護がなされているものは除く。
 - (3) 本県における絶滅又は衰退が、わが国におけるその種の絶滅又は衰退となるなど、本県の自然環境の特性を象徴するようなものである。
 - (4) 保護管理活動が現に行われている、又は期待できるものである。
- ●なお、今回の選定は1次指定に向けた選定であって、今後、分布状況や生息等のための環境条件などの情報が蓄積された場合、あるいは条例の規定に基づき県民等から提案を受けた場合などには、追加指定に向けた選定を引き続き検討するところである。